

8月1日委員会資料

会派各位

平成29年7月20日
墨田区議会自由民主党 幹事長 田中 邦友
問合せ先 佐藤 篤
(090-8567-8293)

本会所属議員の除名について

本日、本会所属の松本久議員につきまして、違法行為が行われたことが判明しました。

このことから、本会規約に基づき会派総会を開催し、同議員を本日付で除名することと決定し、併せて本会会員の総意として、同議員に対して墨田区議会議員の職を辞するよう勧告しました。

なお、同議員の当該行為については、本日付で本所警察署に対して相談しており、司直の手により厳正な対応が行われるよう、捜査に全面的に協力する所存です。

同議員による遵法意識に欠けた行為について、強く非難するとともに、会派として管理体制に課題があったことにつき、深く反省し、皆様に心よりお詫び申し上げます。

詳細につきましては、同警察署より、調査に支障が来されるので、公表を差し控えるように要請されています。申し訳ございませんがご承知おきください。然るべき時期に、詳細を公表させていただきます。

以上

関係各位

平成29年7月26日
墨田区議会自由民主党 幹事長 田中 邦友
問合せ先 佐藤 篤
(090-8567-8293)

松本久議員に関する業務上横領事件について

本会に所属していた松本久議員につきましては、業務上横領が行われたことが判明したため、今月20日付で会派から除名し、議員辞職勧告を内容証明郵便で通知致しました。

これに伴い、昨日25日付で、同議員より、議員辞職許可願が区議会議長に対して提出され、表題の横領事実を認める「自認書」が本日郵送されました。現在、区議会各会派のご協力を賜りながら、辞職許可に向けて手続中です。

なお、同議員の当該行為につきましては、既に今月20日付で本所警察署に対して相談しており、司直の手により厳正な対応が行われるよう、捜査に全面的に協力する所存です。

詳細につきましては、添付資料の通りとなっておりますので、ご報告申し上げます。

同議員による遵法意識に欠けた行為について、強く非難するとともに、会派として管理体制に課題があったことにつき、深く反省し、皆様に心よりお詫び申し上げます。

添付資料① 自認書

添付資料② 除名通知文等

添付資料③ 経緯説明書

添付資料④ 松本ひさし議員の議員辞職に対する緊急声明

以上

自 認 書

添付資料①

自認書

平成29年 7月25日

墨田区議会自由民主党 御中

住所 東京都墨田区太平3丁目5番8号

氏名 松本 久

私は、平成28年4月25日から平成29年4月24日までの間、墨田区議会自由民主党の政務活動費出納担当幹事として、墨田区議会自由民主党名義の預金口座（みずほ銀行 本所支店 普通預金 口座番号：1809837）に墨田区長から振り込まれる金員の出納の事務を行う役職を任され、その後同年5月12日に後任者に引き継ぐまで、同口座の通帳、銀行登録印及びキャッシュカードの管理を任されていたものでありますが、私個人の債務の弁済、及び私が取締役を務め、私の父である松本弘が代表取締役を務める有限会社マツモトの債務の弁済に充てる為、並びに、自己の遊興費に充てる為、同口座から、少なくとも下記のとおり、合計1840万円を横領したことを認めます。

記

| | | | | |
|-------|-------|-------------|-----------|-------|
| 平成28年 | 5月10日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |
| 平成28年 | 5月17日 | 250,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |
| 平成28年 | 5月18日 | 800,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 5月31日 | 300,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 6月 1日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 6月 6日 | 500,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |
| 平成28年 | 6月10日 | 600,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |
| 平成28年 | 6月14日 | 400,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 6月20日 | 500,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 6月24日 | 200,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 7月 5日 | 600,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 7月15日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成28年 | 9月 1日 | 10,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |

| | | | | |
|-------|--------|-------------|-----------|---------|
| 平成28年 | 10月 3日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 蒲田支店出張所 |
| 平成28年 | 10月 4日 | 900,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 松山支店 |
| 平成28年 | 10月 5日 | 90,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 高松支店 |
| 平成28年 | 10月 6日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 10月 7日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成28年 | 10月12日 | 400,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成28年 | 10月14日 | 550,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 本所支店 |
| 平成28年 | 10月24日 | 300,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 10月31日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成28年 | 11月12日 | 50,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 国分寺支店 |
| 平成28年 | 11月30日 | 180,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成29年 | 3月14日 | 20,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 3月17日 | 50,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 4月11日 | 400,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成29年 | 4月11日 | 2,500,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成29年 | 4月14日 | 1,000,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 4月14日 | 300,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 4月21日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 雷門支店 |
| 平成29年 | 4月26日 | 800,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 4月28日 | 800,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成29年 | 5月 1日 | 300,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 押上支店 |
| 平成29年 | 5月 8日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 錦糸町支店 |
| 平成29年 | 5月11日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 雷門支店 |
| 平成29年 | 5月12日 | 100,000 円 | 株式会社みずほ銀行 | 新宿支店 |

以 上

東京都墨田区太平3丁目5番8号

松本 久 殿

東京都墨田区吾妻橋1丁目23番20号

墨田区議会自由民主党幹事長 田中 邦友

会派規約に基づく処分等について（通知）

平成29年7月20日

本日、墨田区議会自由民主党規約第3条の5に基づき、貴殿の下記行為について会派総会が開催され、貴殿に対して下記の処分をするよう決議があったため、処分する。

なおこの処分に伴い、本会会員の総意として、貴殿に対し、墨田区議会議員の職を辞するよう強く求めることを併せて決議したので通知する。

記

一、対象となる行為

貴殿は、平成28年4月25日から平成29年4月24日までの間、墨田区議会自由民主党の政務活動費出納担当幹事として、墨田区議会自由民主党名義の預金口座（みずほ銀行本所支店普通預金口座番号：1809837）に墨田区長から振り込まれる金員の出納の事務を行う役職を任され、その後同年5月12日に後任者に引き継ぐまで、同口座の通帳、銀行登録印及びキャッシュカードの管理を任されていたが、貴殿の債務の弁済及び貴殿が取締役を務め、貴殿の父である松本弘が代表取締役を務める有限会社マツモトの債務の弁済に充てるため並びに貴殿の遊興費に充てるため、同口座から、少なくとも、合計1840万円を横領した。

二、処分の理由

同規約第3条の3第2号及び第3号

三、処分の内容

除名

四、処分の根拠

同規約第3条の5

五、処分の発効日

平成29年7月20日

以上

経緯説明書

1. 嫌疑事実

(1) 事実の概要

松本久議員は、平成28年4月25日から平成29年4月24日までの間、墨田区議会自由民主党の政務活動費出納担当幹事として、墨田区議会自由民主党名義の預金口座（みずほ銀行 本所支店 普通預金 口座番号：1809837）に墨田区長から振り込まれる金員の出納の事務を行う役職を任され、その後同年5月12日に後任者に引き継ぐまで、同口座の通帳、銀行登録印及びキャッシュカードの管理を任されていたものであるが、①同議員個人の債務の弁済及び②同議員が取締役を務め、同議員の父である松本弘が代表取締役を務める有限会社マツモトの債務の弁済に充てるため並びに③自己の遊興費に充てるため、同口座から、少なくとも37回にわたり、合計1,840万円を横領した。

※ 埋め合わせを行っているため、最終的な横領金額は、14,144,943円と推定される。

(2) 罰条

刑法第253条 業務上横領罪（10年以下の懲役）

2. 調査内容について

平成29年

4月24日（月）

会派総会が行われ、田中幹事長を筆頭とした新たな執行部が誕生した。

5月17日（水）

松本議員により、新たに会計担当者となった坂井副幹事長に、会計担当者としてのレクチャーが行われた。同時に、同議員より、同副幹事長に対してキャッシュカードが引き継がれた。同議員は「通帳は失念したので、後日持参する」旨、弁明した。

5月19日（金）

同副幹事長が、請求書に基づき、キャッシュカードを用いて、複数の業者に対して支払いを行い、その際、残高が621,119円である旨、判明した。本来、同年4月11日に、上半期分の政務活動費の振込として10,920,000円があるため、残高が少ないとの疑念をもち、同幹事長に相談した。同幹事長から、同議員に対し、通帳に現金を戻した上で、通帳を持参して登庁するように下命した。

5月22日（月）

任期満了に伴う出納口座の通帳引継ぎのため、同幹事長及び同副幹事長が待機していたが、同議員は「体調不良」により登庁しなかった。

5月23日（火）

同幹事長より、同議員に対して、同口座の通帳を引き継ぐように下命した。しかし、同議員は通帳が「手許にない」と弁明し、通帳にあたかも現金が現存しているかのごとく 14,319,516 円との残高のある印字を偽造し、通帳の複写であるとして、同幹事長に提出した。

同幹事長は、これを信用せず、同副幹事長に下命し、庁舎内にあるみずほ銀行 ATM において残高証明を出したところ、621,119 円と印字され、先に同議員が提出した通帳の複写とされる文書との齟齬が生じた。

同幹事長が同議員に問い詰めたところ、横領事実を認めたため、緊急の会派総会を開催した。

同総会において、同議員が謝罪した。

同議員の妻を会派控室に呼び出し、事実を告知した。

法律事務所に照会した。

5月24日(水)

17:20 法律事務所での聴取①：弁護士と面会し、対応を協議した。刑事手続や区民の皆様への説明を行うため、まずは真相究明が必要だと判断され、元検事を含む弁護士の監督の下で全容解明を行うこととした。その上で告訴または告発手続を行い、責任をもって説明できる体制を整えた上で公表し、厳正に対処することとした。

10:00 会派総会が行われた。上記を報告し了承され、佐藤議員が、調査活動及び報道対応に当たることと決定した。

14:00 松本議員事務所（墨田区太平 3-12-11 吉本ビル 1 階）において、同議員立会いの下、佐藤議員により、通帳及び契約関係書類等を精査し、横領金及びその用途について、搜索作業を行った。

5月25日(木)

11:00 会派総会が行われた。政務活動費返還金 5,928,724 円を横領されていたことから、出納閉鎖日が間近であることに鑑み、取り敢えず会派所属議員で立替払いし、後に松本議員に対して、返還請求を行うこととした。

5月31日(水)

19:00 法律事務所での聴取②：搜索作業の結果説明、同議員に対する横領事実に関する事情聴取、法的論点の整理等を行った。出金と横領行為の紐づけ作業が宿題となった。

6月7日(水)

9:00 法律事務所での聴取③：宿題の結果を報告し、引続き事情聴取を行った。被害弁償について行うことができるか状況調査。債務整理や自宅売却の状況について方法を検討した。出金と横領行為の紐づけ作業が宿題となった。

6月14日(水)

17:30 法律事務所での聴取④：宿題の結果を報告し、引続き事情聴取を行った。

同議員側の代理人弁護士（民事）との協議事項を整理。

6月26日（月）

14：30 法律事務所での聴取⑤：同議員側の代理人弁護士が刑事については就任を固辞する旨の回答があった。新たに同議員が代理人弁護士を探すことになった。

7月4日（火）

14：00 法律事務所での聴取⑥：横領事実の内容が確定し、会派側代理人弁護士が「自認書」を提示したが、同議員は署名・捺印を留保した。

7月10日（月）

13：00 会派側弁護士と同議員側弁護士が協議し、自認書に署名・捺印するよう要請した。同議員側弁護士は、議員を在職しながら議員報酬から被害弁償を行い、示談したい旨申し出があった。しかし、会派側弁護士はこの申し出を断った。

7月20日（木）

11：00 状況が打開できないことから、自由民主党墨田総支部党紀委員会で事情を説明し、全会一致で、同議員を除名する答申が出された。

12：00 自由民主党墨田総支部総務会で同様に説明し、同議員を除名することの報告を了承した。

14：00 会派総会において、全会一致で、同議員を除名し、議員辞職勧告を行うことを決定した。即時に、内容証明郵便で、同議員に郵送した。

14：40 同幹事長及び佐藤議員において、区長及び副区長並びに区議会事務局長に対して事情を説明した。

15：00 同幹事長及び同議員において本所警察署刑事課に出頭し、経緯説明を行った。警察から①証拠保全の必要性、②本人の人身保護等の観点から公表を控えるよう言われた。

7月21日（金）

13：00 同幹事長より、各会派幹事長に対して、電話にて、松本議員の除名に関する状況報告を行った。

夕刻、同幹事長より、区議会議長に対して、会派変更届を提出し、受理された。会派ホームページ及びフェイスブックページに、プレスリリース文を掲載した。

7月22日（土）

10：30 同幹事長及び佐藤議員立会いの下、本所警察署員3名により、会派控室の状況調査を行った。

7月25日（火）

10：00 幹事長会が行われた。同幹事長より説明を行うが、警察から上記の理由から公表を控えるよう言われていたこと、会派として告発に至る重要な「自認書」に署名捺印されていないことから、そのまま公表を行うと、松本議員に対する名誉棄損等の恐れがあることから、説明を一部留保した。

7月26日(水)

10:00 佐藤議員より本所警察署刑事課に対して照会を行い、松本議員から自認書が郵送される目途が立ったため、公表を行う旨、通知した。

13:00 同議員から配達証明郵便により、会派控室に「自認書」が到達した。

15:00 各派代表者会が行われた。同議員の刑事責任及び会派の管理責任と同時に、議会全体の問題であることから、即日、議長、副議長及び各派代表者の連名で、同議員に対する非難声明を行い、公式の場で調査及び再発防止について協議することと決定した。

3. その他の内容

- ・会派では、墨田区議会で策定した「政務活動費の運用指針」に則った公金運用を行っていた。
- ・監査手続は任期交代時の年1回行い、会派規約に則り、会派総会において承認する手続となっていた。通帳及びカードは慣例により、会計担当者が保管していた。
- ・このことをうけ、会派では次のような対応策を講じた。①政務活動費の通帳は幹事長が持つ。②執行部と別に監査役を定める。③毎月25日の会派定時総会時に通帳に記帳し、監査役が出入金記録を確認する。④毎年9月末に政務活動費を一度精算する。

以上

・文書の訂正

5月24日(水)

9:20 自民党東京都連事務局に報告

10:00 会派総会が行われた。法律事務所への照会結果を報告し了承され、佐藤議員が、調査活動及び報道対応に当たることと決定した。

14:00 松本議員事務所(墨田区太平 3-12-11 吉本ビル1階)において、同議員立会いの下、佐藤議員により、通帳及び契約関係書類等を精査し、横領金及びその用途について、搜索作業を行った。

17:20 法律事務所での聴取①: 弁護士と面会し、対応を協議した。刑事手続や区民の皆様への説明を行うため、まずは真相究明が必要だと判断され、元検事を含む弁護士の監督の下で全容解明を行うこととした。その上で告訴または告発手続を行い、責任をもって説明できる体制を整えた上で公表し、厳正に対処することとした。

松本ひさし議員の議員辞職に対する緊急声明

平成29年7月25日、松本ひさし議員が業務上の横領を認め、議長に区議会議員辞職許可願を提出し、翌26日に辞職が許可されました。

言うまでもなく、業務上の横領は重大な違法行為です。ましてや、その金銭は、区民の皆様の税金を原資とする政務活動費であり、断じて許されるものではありません。当該行為は、墨田区議会の品位を著しく貶め、区民の議会に対する信頼を大きく失墜させるものであり、墨田区議会として強く非難するものです。

また、今回の事態は、当該議員の所属会派の責任はもとより、議会としての対応が厳しく問われています。

区議会議員は、区民の皆様から信託を受けた区民の代表として、議会活動を通じて区民福祉の向上に努める職責を有し、法令を遵守し、常に自らを厳しく律することが求められています。

今後、警察の捜査及び司法の場における事態の全容解明を望むものです。

よって、墨田区議会は、自ら真相解明と再発防止に全力で取り組んでいくとともに、区民の皆様の信頼回復に努めることを誓い、今後、臨時議会を早急に開会し上記対応に当たります。

平成29年7月26日

| | |
|------------------|----------|
| 墨田区議会議長 | 沖 山 仁 |
| 墨田区議会副議長 | 高 橋 正 利 |
| 墨田区議会自由民主党幹事長 | 田 中 邦 友 |
| 墨田区議会公明党幹事長 | 加 納 進 |
| 日本共産党墨田区議会議員団幹事長 | 高 柳 東 彦 |
| 地域連合「すみだの絆」幹事長 | 西 村 孝 幸 |
| 墨田区議会民進党幹事長 | 堀 よしあき |
| 墨田オンブズマン | 大 瀬 康 介 |
| 新しいすみだ | 井 上 ノエミ |
| 墨田区議会民進党墨田の会 | 渋 田 ちしゅう |

場所：墨田区議会第2委員会室

日時：平成29年7月27日16時～17時15分

16:00～16:32 挨拶、謝罪、説明及び声明読み上げ

16:32～17:15 質疑応答

出席者：司会者 坂下修議員

回答者 田中邦友議員（幹事長） 佐藤篤議員（内部調査責任者）

※本文は、要約筆記です。原文とは一部表現が異なりますので、ご了承ください。

■会計責任者選任の経緯について

- ① 平成28年度の経理担当者以外で、松本議員はお金を管理するポジションにいたか（日本テレビ・船木記者）。

経理に関することは特にない。近年の1回当選議員は優秀であり、議員の資質を磨くという意味で、政務活動費の経理担当者に彼らを充てることで、公金の管理方法を学ばせてきた。しかし、脇が甘かったというご指摘は当然である。これを契機として、しっかりと政務活動費のあり様や再発防止策を議会全体で行おうという議会全体の対応に感動している。他会派と一緒にあって、真剣に見直しを行いたい（田中幹事長）。

- ② 政務活動費経理責任者に選ばれた理由は（日本テレビ・船木記者）。

近年の会派運営では、まずは議員の資質を磨くという意味において、公金の使われようを勉強すべきという考えで、1期生に経理責任者を担当させている。ある意味では、順番である（佐藤議員）。

■政務活動費について

- ① 約600万円の返還金はいつからいつの期間のものか。毎年どのくらい返還金が生じるのか（朝日新聞・黒川記者）。

平成28年4月1日から29年3月31日（平成28年度分）である。毎年約500～600万円の単位で返還している（佐藤議員）。

- ② これだけの額を横領されて今後の政務活動はできるのか（朝日新聞・黒川記者）。

返還金ができるくらいなので、これまでではできてきた。ただし、平成29年4月支給分がほとんど横領されているので、このままでは今年度上半期としての7月～9月分の活動費は足りなくなるであろう（佐藤議員）。

- ③ それはまた、12人で補填するのか（朝日新聞・黒川記者）。

補填は必ず行う。これは松本議員を除く12人で決議されている（佐藤議員）。

■発覚時の状況について

① 松本議員による通帳の改ざんとは複写の改ざんか。最終ページだけ改ざんしていたのか（朝日新聞・黒川記者及び日本テレビ・船木記者）

複写の改ざんである（佐藤議員）。最後のページだけである。その場をやりすごせたらよかつたと思ったのだろう。通帳を偽造できるとは夢にも思わなかつた（田中幹事長）

② 平成29年5月23日、発覚したときの「体調不良」の状況を詳しく教えてほしい。誠意のある対応ではないと思う（日本テレビ・船木記者）。

現場にいない者としては、本当に体調が悪いのかなと思った（佐藤議員）。

（編集者注：前日、）病院から電話しているといっていたが本当にそうなのかな、と不自然には思った。私たちが騙す工作に頭を使っていたのではないかと後から見ると推測できる。その後、（編集者注：通帳を持ってきなさいと言ったが持ってこないで）平然と会派控室にいたので「こんなところにいたらだめだ。帰宅して、用意しろ。」と叱った（田中幹事長）。

■会計・監査体制について

① 収支報告書の提出日は（東京新聞・中村記者）。

平成29年4月28日である。提出にあたったのは松本議員である。平成29年4月24日に執行部が交代したが、松本議員はまだ作業を行っていた（田中幹事長）。

② その時点で問題は発覚しなかつたのか（東京新聞・中村記者）。

その際には、発覚せず、後刻、坂井副幹事長への引き継ぎ時に発覚した（田中幹事長）。

③ そうなる、チェックされていない収支報告書を提出したということか（東京新聞・中村記者）。

区議会事務局のチェックを受けて提出した（田中幹事長）。

④ 収支報告書の改ざんはなかつたか（毎日新聞・五十嵐記者）。

計数上は正しく報告されていたため、ない（佐藤議員）。

⑤ 領収証は提出していたが、口座残高は確認していなかつたのか（毎日新聞・五十嵐記者）。

領収証は間違いはないということを何回もチェックしている。ただし一部、今回改めて調査したところ、複数の議員が、請求したが、受領していない事例があった。背任罪に該当する

事例もあるやに考えている（佐藤議員）。

■内部調査期間について

① 公表に時間がかかった理由は、都議選後にするという判断があったのか（NHK・藤井記者）。

都議選後になったという批判は真摯に受け止めるが、1年間37回の横領行為があり、総額1,840万円ということで、7月4日まで内部調査に時間がかかったということが事実である（佐藤議員）。

議員としての立場を考え、万全を考え、総合的に裏を取っていくという中で都議選をまたいでしまった。手続を始めたら起訴できないという大失態は避けたかったため、慎重に行ってきた。結果として、都議選後の公表となった（田中幹事長）。

② 自民党東京都連には報告したか（MXテレビ・相模記者）。

政党の支部であるので、報告している。発覚直後に、平成29年5月24日に自民党東京都連事務局に報告した。同年7月20日に自民党墨田総支部総務会において、国会議員・都議会議員にも詳細に報告した（佐藤議員）。

③ 報告後、自民党東京都連の指示はあったか。都議選後にすべきという指示はあったか（MXテレビ・相模記者）。

明確な指示はない。会派の自主判断として、内部調査を行ってきた（佐藤議員）。

④ 発覚後、松本議員を謹慎させるべきではなかったか。会派から、その後の議員活動や都議選に対する何らかの指示はあったのか（東京新聞・中村記者）。

平成29年5月23日の発覚後、臨時会、第二回定例会も開かれている。しかし、この時点では本人の自白のみであったため、誰かを隠して嘘の供述しているのかもしれない、どこに使ったのかも分からない状況であった。

「黒」といえない状況では「疑わしきは罰せず」の考え方から、内部調査活動を続けてきた。（編集者注：仕事の対価として）議員報酬をもらっている以上、しっかりと活動をするようにと伝えた。したがって、謹慎しなさいとは指示はしていない。

しかし、残り12名は疑惑を抱いていたため、複雑な感情を抱いていた。

都議選への指示は特になく、自己判断である（佐藤議員）。

各級議員の選挙応援については、自民党墨田総支部では議員の自主判断としている（坂下議員）。

⑤ 都議選の前にでていたら当落に影響があったかと思うか（テレビ朝日・石塚記者）

推測でお答えはできない。都議選は都政の論点であり、住民の皆さんが賢明な判断で行うはずだ。これはあくまで区議会の不祥事だと思っている（佐藤議員）。

⑥ 平成29年5月25日に会派への補填行為をしたときに公表しなかったのはなぜか。税金がないという事実だけ公表してもよかったのではないか（東京新聞・中村記者）。

上記④と同様の理由である。公表すべきというご批判もあると思う。ただし、お金が「ない」というだけでは区民への説明責任が果たせない。それよりもしっかりと証拠を確認し、区民の皆様への説明責任を果たし、刑事告発に耐え得る証拠を調査することが先決だと判断し、内部調査を続けた。また、区民の皆様の貴重な血税に穴をあけるわけにはいかないと判断したため、補填を行った。管理責任はあったと思ったため、責任の取り方のひとつでもある。（佐藤議員）。

⑦ 警察に取材したところ、公表を差し控えるようとは言っていないということだが（テレビ朝日・石塚記者）。

先方は、本所警察署刑事課である（佐藤議員）。

⑧ 会派代理人弁護士はだれが選任したのか。都連ではないか（不明）。

田中幹事長及び佐藤議員の2名が委任者である。都連が委任者ではない。弁護士名を公表したいと思ったので、当該弁護士に照会したが、告発状の提出にあたって、警察と協議を行うにあたり、公表されると業務に支障が及ぶので公表しないでほしいと言われたため、差し控える（佐藤議員）

⑨ その弁護士名は（不明）。

公表を考えて、当該法律事務所に照会したが、これから告発にあたって、警察と弁護士との協議もあり、弁護士名がわかると業務に支障があるため、公表は差し控えてほしいと言われている（佐藤議員）。

⑩ 横領金の具体的な用途は何か（不明）。

個人情報で控える部分もあるが、ほとんどが会社関係と捉えていただいて構わない。一部用途不明金があり、これは本人の財布に入ってしまったとのことで遊興費と判断し、松本議員も認めている（佐藤議員）。

■再発防止策について

① 9月に清算とはどういう意味か（朝日新聞・黒川記者）。

政務活動費の請求は、その都度請求したり、1年に1回請求するなど議員によってまち

まちだった。そうした環境が犯罪を生んだ原因であるとも言えるので、これを改め、今後は半年で一回請求を区切るという意味である（佐藤議員）。

■今後の方針について

① 今後、どのような方針をとるのか（NHK・藤井記者）。

地方公務員に刑事訴訟法に基づく告発義務があるため、私たちはこれを果たしたいと考えており、既に告発状案を用意している。被害者としての告訴とするか、公務員としての告発とするかは、警察と相談して判断する（佐藤議員）。

② 会派としての責任の取り方はこれで終わりか（東京新聞・中村記者）。

責任の取り方は、横領金の損失補填や、刑事告発を行うこと、区民の皆様にも説明責任を果たすことだと思う。その他については、現在、区議会の調査も行われることになっているので、それに真摯に答えて、すべてが終了した段階で、それを待って会派の総意として判断する（佐藤議員）。

③ 不祥事で議員辞職するのは墨田区議会史上初めてである。来年度の政務活動費を受け取らないという対応はしないか（東京新聞・中村記者）。

墨田区議会史上かつてない汚点を残したと思っている。会派の見解はまだまとめていないが、個人的には、そのようなことも含めて、検討する。区議会で全容説明を行うこととなっている。議会全体でとりくむ（田中幹事長）。

以上